

新婚世帯・パートナーシップ宣誓者の新生活を応援します

最大

60万円の補助

申請はお早めに！

令和7年度の申請受付は

2025年4月1日から

2026年2月28日までです。

※それ以降の申請は補助金が
受け取れない場合があります。

詳しくは市窓口へお問合せください。



補助上限額 住宅取得費、賃貸住宅費等

婚姻日または宣誓証明を受けた日の年齢

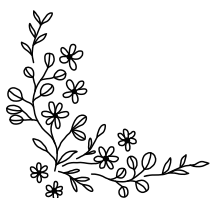
※年齢は法律上、誕生日前日に加算されます。ご注意ください。

- ・お二人とも29歳以下 60万円
- ・お二人とも39歳以下 30万円

申請はこちら



お問い合わせ窓口 ▶ 横須賀市 経営企画部企画調整課 046-822-8131



主要内容



対象

1. 2025年1月～2026年2月までに婚姻を受理された世帯、パートナーシップ宣誓されたお二人
2. 婚姻日・宣誓証明日の年齢がお二人とも39歳以下であること
3. お二人の合計年間所得額が500万円未満であること
4. 申請日より3年以上継続して横須賀市に居住する意思があること
5. 市税の滞納がないこと
6. 横須賀市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと

補助対象費用

※住宅関連経費に基づく補助です。
一律、30万円、60万円を交付するものではありません。

新居に要した費用(2025年4月～2026年2月までに支払ったもの)

1. 購入費用(土地代は含まない)
2. 賃貸費用(社宅や勤務先借上げ物件、公営住宅も対象)
3. リフォーム費用
4. 引越し費用

このほかにも要件があります。

必ず、市 HP「結婚新生活支援事業」のページをご確認ください。

セルフチェックシートがありますので、ご活用ください。

申請方法

電子と紙の2種類から選べます

オンライン申請

チラシの二次元コードから
e-kanagawa へアクセス

PC・スマホで
カンタン申請！

または

郵送、持ち込みによる申請

チラシの二次元コードからダウンロード
下記窓口でも配布

補助金の振込

※申請内容に不備がなければ、1ヵ月程度で完了します。

※必要に応じて、資料の追加提出をお願いすることがあります。

お問合せ窓口 横須賀市 経営企画部企画調整課 Tel.046-822-8131

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0810/kekkonshien.html>

申請はこちら

